

平成26年8月6日  
長崎県警察本部訓令第14号

## 鑑識技能検定の実施に関する訓令

鑑識技能検定の実施に関する訓令（昭和42年長崎県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号）に定めるもののほか、警察職員の犯罪鑑識についての技能の検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（技能検定の実施者等）

第2条 技能検定は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）が実施するものとする。

2 鑑識課長は、刑事部鑑識課の職員に技能検定の補助をさせることができる。

（受検手続）

第3条 警察学校長は、警察学校の初任科及び初任補修科の課程に入校中の警察官に技能検定を受検させる必要があると認めるときは、技能検定の実施を鑑識課長に要請するものとする。

2 鑑識課長は、技能検定を実施するとき（前項の要請に基づき実施するときを除く。）は、その種別、実施期日等をあらかじめ関係する所属長へ通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所属長は、当該通知に係る技能検定の受検予定者について、当該通知に示された期限までに、鑑識課長に通知するものとする。

（合格者の管理等）

第4条 技能検定の合格者（以下「合格者」という。）の決定は、鑑識課長が行う。

2 鑑識課長は、合格者を決定したときは、前条第1項の要請に基づき実施した技能検定に係る合格者及びその他の合格者については、関係する所属長及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所属長及び警務課長は、合格者の人事記録にその旨を記載しなければならない。

（合格決定の取消し）

第5条 鑑識課長は、受検者が技能検定に関し不正の行為を行ったと認めるときは、その者に係る合格の決定を取り消すことができる。

（他の都道府県警察の技能検定の効力）

第6条 他の都道府県警察の技能検定に合格した者は、長崎県警察において実施する当該技能検定の種別に相当する種別の技能検定に合格したものとみなす。

（細目の委任）

第7条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項の細目は、鑑識課長が定めるものとする。